

県南広域振興局長告示第139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年9月6日

県南広域振興局長 遠藤達雄

介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500232	医療法人清和会	奥州病院指定通所リハビリテーション事業所Ⅱ	奥州市水沢区東大通り一丁目5番30号	平成25年8月31日